

【第一号議案】

会則の変更（案）

変更主旨：本件は、工業用水事業が当研究会の目的事項であることを明確にするため、所用の変更を行うものです。

（下線部は変更箇所を示します）

改訂前	変更案
第1条 （条文省略）	第1条 （現行どおり）
（目的）	（目的）
第2条 本会は、 <u>水道事業及び水道用水供給事業</u> （以下、「水道事業等」という。）におけるデータ流通の基盤となるプラットフォームの標準化（以下、「水道情報活用システム」という。）を推進することで、 <u>水道事業者及び水道用水供給事業者</u> （以下、「水道事業者等」という。）におけるデータの横断的な利活用を促進し、もって水道事業者等の社会的責任の遂行と顧客満足度の向上に寄与することを目的とする。	第2条 本会は、 <u>水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業</u> （以下、「水道事業等」という。）におけるデータ流通の基盤となるプラットフォームの標準化（以下、「水道情報活用システム」という。）を推進することで、 <u>水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者</u> （以下、「水道事業者等」という。）におけるデータの横断的な利活用を促進し、もって水道事業者等の社会的責任の遂行と顧客満足度の向上に寄与することを目的とする。
第3条～第34条（条文省略）	第3条～第34条（現行どおり）
附則	附則
本会則は、2020年8月4日より施行する。	本会則は、2020年8月4日より施行する。
附則（2021年4月22日改定）	附則（2021年4月22日改定）
本会則は、2021年4月22日より施行する。	本会則は、2021年4月22日より施行する。
（新設）	<u>附則（2022年2月9日改定）</u> <u>本会則は、2022年2月9日より施行する。</u>
改定	改定
2021年4月22日 第30条第3項新設	2021年4月22日 第30条第3項新設 <u>2022年2月9日 第2条変更</u>